〇内閣府令

号

民 間 事 業者等が た行う書 面 の保存等に お け る情報通 信 の技 術 の利 用 に 関する法律 (平成十六年法律 第 百四 +

九号) 面 \mathcal{O} 保 第三条第 存 等 に お け 項、 る 情 第 報 匹 通 条 信 第 \mathcal{O} 技 術 項 及 \mathcal{O} 利 び 第三 用 に 関 項 す 第 る 五 法 条 律 第 施 行 令 項 伞 第六 成 + 条 七 第 年 項 政 令 並 第 CK に 八 号) 民 間 第二 事 業 者等 条 第 が 行 項 う \mathcal{O} 規 書

定 に 基 づ き、 内 閣 府 \mathcal{O} 所 管する 金 融 関 連 法 令 に 係 る 民 間事業者等が 行 う書 面 \mathcal{O} 保 存等 に お け うる情報 通 信 \mathcal{O} 技

平成十七年 月 日

術

 \mathcal{O}

利

用

に

関

す

Ź

法

律

施

行

規

則

を次

 \mathcal{O}

ように定

め

る。

内閣総理大臣 小泉純一郎

内 閣 府 の所管する金融関 連法 令に係る民間事業者等が行う書面 の保存等に お け うる情報は 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利

用に関する法律施行規則

(趣旨)

第 条 民 間 事業者等が、 内 閣 府 \mathcal{O} 所管する金 融 関 連 法 令に係る保存等を、 電 磁 的 記 録を使用 して行う場合

に つ **\ 7 は、 他 0 法 律 . 及び 法律に基 ゴづく · 命 令 (告示を含む。 に · 特 別 の定 \Diamond \mathcal{O} あ る場合を除 くほ か、 この

規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この 規則にお いて使用する用 語は、 特 別 の定めの ある場合を除くほか、 民間 事 業者等が 行う書面 \mathcal{O}

保 存等 に お け Ź 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に関 する法律 (以 下 法」 という。 に お 7 て 使 用 でする用し 語 \mathcal{O} 例 に

よる。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条 第 項 の主務省令で定める保存は、 別表第 の 上 欄に掲げる法令の同表 の下欄に掲 げげ いる規

定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四 条 民 間 事業者等が、 法第三条第一 項の規定に基づき、 別表第 の上 欄 に掲げる法令の同 表 の 下 欄 に掲

げ る 規 定に 基 づ < 書 面 \mathcal{O} 保 存に代えて当 該 書 面 に 係る電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 保 存を行う場合は、 次に 撂 げ る方法 \mathcal{O}

いずれかにより行わなければならない。

作成された電磁的 記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディス

デ 1 口 ム そ 0 他これ らに準ずる方法 に 、より一 定 \mathcal{O} 事 項 を確 に実に記れ 録 しておくことができ

る物 (以 下 · 磁 気デ 1 ス ク 等」 とい 、 う。) を ŧ つ て調製するファ 1 ル に より 保 存す る方法

書 面 に 記 載 さ れ 7 **,** \ る事 項 うを、 ス 丰 ヤナ これ に 準ず Ź 画 像 読 取 装 置 を含い む。 に ょ ŋ 読 4 取 0 てでき

た 電 磁 的 記 録 を 民 間 事 業 者 等 \mathcal{O} 使 用 12 係 る 電 子 計 算 機 に 備 え 5 れ たフ ア 1 ル 又 は 磁 気デ 1 ス ク 等 を Ł

て調製するファイルにより保存する方法

2 民 間 事 業者等 が、 前 項 \mathcal{O} 規 %定に基 一づき、 別 表 第 の上 欄に掲げ る法令 \mathcal{O} 同 表 の下欄 に掲げ 、る規・ 定 に基

< 書 面 \mathcal{O} 保 存 に 代 え て当 該 書 面 12 係 る 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 保 存 を 行 う場 合 は、 必 要に 応 じて 電 磁 的 記 録 を 電 子 計

算 機 \mathcal{O} 映 像 面 に 表 示 及 び 書 面 に 出 力することが できなけ れ ば なら な

3 民 間 事 業者 等 が、 第 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 別 表 公第二の 上 欄 に 掲げ る法令の同 表 の 下 -欄に掲 げる規定に基

< 書 面 \mathcal{O} 保 存 に代 えてて 当 該 書 面 に 係 る 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 保 存を行う場合 は、 前 項 \mathcal{O} 措 置 に 加 えて、 次に 掲 げ

る措置を講じなければならない。

記 録 さ れ た 事 項 に 0 **(**) 7 消失を防 止するため \mathcal{O} 措 置

記 録 ざれ た事 項に 0 **\ て 訂 正 又は 削 除 を行 0 た場合には、 これ らの 事実及び内容を確認 できるための

措置

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五 条 法第 兀 条第 項 の主務省令で定める作成は、 別表第三の上欄に掲げる法令の同 表 の下 - 欄に掲げ げる規

定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間 事業者等が、 法第 四条第一項の規定に基づき、 別表第三の上欄に掲げる法令の同 表 の下 -欄に掲

げ 、る規・ 定 に 基 ゴづく 書 面 \mathcal{O} 作 成 に 代 えて当 該 書 面 に 係 る電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 作 成を行う場 合 は 民 間 事 業 者 等 \mathcal{O} 使

用 に係る電子 **計** 算 機 に 備 えら れたファ Ź ル に記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法 によ

り作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七 条 別 表 公第三に 撂 げ る規・ 定に 基 づ く作 成 12 お 1 て 記 載 すべ き事 項 とされ た 記 名押 印 に 代 わ る ŧ \mathcal{O} で あ 0

て、 法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、 電子署名 (電子署名及び認 証業務に関する法律

(平成十二年法律第百二号) 第二条第 一項の電子署名をいう。) とする。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第 五. 条 第 項 の主 務省令で定める縦覧等 は、 別 表第四 の上欄に掲げる法令の 同 表 の 下 欄 に掲げる

規定に基づく書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第 九 条 民間 事 業 者 等が、 法第 五 条第 項の規定に基づき、 別 表第四 0 上 欄 に · 掲 げる法令の同 表 の 下 欄 に 掲

げ Ź 規 定に 基 づく 書 面 \mathcal{O} 縦 覧等に代えて当 該 書 面 に 係 る 電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ 7 1 る 事 項 \mathcal{O} 縦 覧等 を行う

場 合 は 当 該 事 項 を 民 間 事 業者等 \mathcal{O} 事 務 所 に 備 え 置 < 電 子 計 算 機 \mathcal{O} 映 像 面 に お け る表 示 又 は 当 該 事 項 を記

載 L た 書 類 に ょ ŋ 行 わ な け れ ば なら な 1

、法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第 十条 法第六 条 第 項 \mathcal{O} 主 務省令で定める交付等 は、 別 表第 五. の 上 欄 に 掲げ る法令 \mathcal{O} 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲 げ る

規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第十一 条 民間事業者等が、 法第六条第 項 の規定に基づき、 別 表第五 一の上欄 に掲げる法令 \mathcal{O} 同表 の下 欄

掲 げる規定に基づく書 面 の交付等に代えて当該 書 面 に係 る電磁的 記録 に記録されている事 項の交付等を行

う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

電子 情 報 処 理 組 織 を使用さ する方法 のうち イ又 は 口 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O}

イ 民 間 事 業 者 等 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と交 付 等 \mathcal{O} 相 手 方 0) 使 用 に係 る 電 子 計算 機 とを接 続 す ,る電.

気

通 信 口 線を通じて送信 当該. 相 手方の使用 に係る電子計算機 に備えられ たファ 1 ル に 記 録 す んる方法

口 民 間 事 業者等 0 使用 12 係 る電 子 計算 機 に備えら れ たファ 1 ル に 記 録 され た書 面 に記 載 ず × き事 項 を

電 気 通 信 口 線 を 通 ľ て交付 等 \mathcal{O} 相 手 方 \mathcal{O} 閲 覧 に 供 Ļ 当 該 相 手 方 0) 使 用 に 係 る電 子 計 算 機 12 備 え 5

たフ ア 1 ル に . 当 該 事 項 を記 記録す る方法 法 法 第六条第 項 に 規定す る方法に よる交付等を受け る旨 \mathcal{O} 承

諾 又は受け な 1 . 旨 \mathcal{O} 申 出をする場合にあっては、 民間 事 業者等の使用に係る電子計算機 に備 えられた

ファイルにその旨を記録する方法)

磁 気デ イ ス ク 等 を Ł 0 て 調 製す るフ ア 1 ル に 書 面 に 記 載 すべ き 事 項 を 記 録 L たも \mathcal{O} を交付 す 方法

2 前 項 に 掲 げる方法 は、 交付 等の 相 三手方が ファ 1 ル \sim \mathcal{O} 記録を出力することによる書 面を作成することが

できるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により示すべき方法 \mathcal{O} 種類 及び内容は、 次に掲げる事項とする。

前 条第 項 E 規定する方法 のうち民間 事業者等が使用するもの

一 ファイルへの記録の方式

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この 規則の施行前に L た行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

別表第一

無尽業法(昭和六年法律第四十二号)	第十八条
八年法律第四十三号)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十	第四条第三項
法律第百九十三号) 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年	第十条の五第七項及び第二十三条
年法律第百八十三号)協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四	、第六条並びに第六条の二第三項及び第五項第五条の四第八項、第五条の五第十項及び第十二項
号)	びに第四十八条第一項第三十八条第一項及び第二項、第四十四条第一項並

第一項、第七十三条第四項、第九十二条第一項、第百三十二条第一項、第百三十九条第一項、第百三十九条第一項、第百五十条第一項が第二項、第三十七条第四十三条第一項が第十二項、第五十五条の二、第の二第十項及び第十二項、第三十七条第一項、第五十五条の十第一項、第五十五条の二、第二項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第六十四条並びに第八十九条第一項、第二十五条の二、第二十五条の一項、第二十五条第二十五条第二十五条第二十五条第二十五条第二十五条第二十五条第二十五条

和五十七年大蔵省令第十号) 第十九条の二第三頁及び第四頁並びこ第三十四条の
十九第一項第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二
(昭和四十六年法律第五 第十五条第三項及び第二十一条
(昭和四十三 第八条の二
和二十七年法律第百八十七号) 第十七条

	二十六第二項及び第三項
十三号) 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第	項及び第三項第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二
(昭和五十七年大蔵省令第十六号)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十条第三項
三十二号) 「会業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第	第十九条
昭和六十一年法律第七十四号)有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(第三十四条

条、第百八十四条第二項、第百八十八条、第百八十	
条第一項、第百四十四条第五項第三号、第百五十四	
第百十三条第一項、第百二十七条第二項、第百三十	
八条、第九十四条第一項、第九十八条、第百四条、	
二条、第六十三条第四項、第七十条第一項、第七十	
第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号
	号)
第十一条第一項及び第二項	土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四
	の特例等に関する法律(平成九年法律第百二十一号
第六条第一項	銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続

項及び第十五条第三項第八号	三年内閣府令第二十三号)
第八条第五項、第九条第三項第二号、第十一条第二	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成十一
及び第百五十四条	律(平成十年法律第百五号)
項、第百三十条第一項、第百四十四条第三項第三号	の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法
四条第一項、第百十三条第一項、第百二十七条第二	有するものとされる同法第一条の規定による改正前
八条、第九十四条第一項、第九十八条第一項、第百	号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を
二項、第六十三項第四項、第七十条第一項、第七十	等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七
第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
項及び第二百二十二条第一項	
二百六条第一項、第二百十四条、第二百十八条第三	
九条第三項、第百九十二条、第二百三条第二項、第	

信託業法(平成一六年法律第百五十四号)	で適用する場合を含む。)第三十四条、第七十八条及び第九十七条(第百五条
信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)	第三十九条第三項
別表第二	
金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	第四条第三項
投資信託及び投資法人に関する法律	二項第三十六条第一項並びに第二百十一条第一項及び第

外国証券業者に関する法律	第二十一条
貸金業の規制等に関する法律	第十九条
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	第三十四条
抵当証券業の規制等に関する法律	第二十条
金融先物取引法	第七十五条及び第九十条の十五
前払式証票の規制等に関する法律	第十六条

別表第三

資産の流動化に関する法律	第百五十四条
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	第百五十四条
等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に	
よりなおその効力を有するものとされる同法第一条	
の規定による改正前の特定目的会社による特定資産	
の流動化に関する法律	
信託業法	第九十七条(第百五条で適用する場合を含む。)

無尽業法	第十八条
金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	第四条第三項
損害保険料率算出団体に関する法律	第十条の五第七項及び第二十三条
協同組合による金融事業に関する法律	条の五第五項及び第八項、第六条並びに第六条の二において読み替えて適用する場合も含む。)、第五第五条の四第一項及び第六項(第五条の五第十二項
船主相互保険組合法	条第一項条第一項及び第四十八第三十八条第三項、第四十四条第一項及び第四十八

長期信用銀行法							信用金庫法	投資信託及び投資法人に関する法律
第十七条	一項	む。)、第五十四条の十第二項並びに第八十九条第	項(第五十八条第五項において準用する場合を含	み替えて適用する場合を含む。)、第五十一条第一	項及び第六項(第三十七条の二第十二項において読	において準用する場合を含む。)、第三十七条第一	第二十三条第一項、第三十六条第三項(第六十四条	二項第三十六条第一項並びに第二百十一条第一項及び第

<i></i>	ALI	Hi	^	
銀行法施行規則	銀行法	外国証券業者に関する法律	金融機関の合併及び転換に関する法律	令(昭和二十八年大蔵省令第七十六号)証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府
二十六第二項及び第三項第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の	条の二十八並びに第五十二条の二十九第一項第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第五十二	第十五条第三項及び第二十一条	第八条の二	第五条、第十条第四項及び第二十七条第一項

抵当	有価	貸金	金 融	長 期 信
当証券業の規制等に関する法律	証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	貸金業の規制等に関する法律	融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	信用銀行法施行規則
第十七条及び第二十条	第二十四条	第十九条	第二十条第三項	項及び第三項第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二

	七十五条及び第九十条の十五
金融先物取引法施行規則	第二条の三及び第二条の八第四項
前払式証票の規制等に関する法律	第十六条
土地の再評価に関する法律	第十一条第一項及び第二項
資産の流動化に関する法律	第百四十四条第五項第三号、第百五十四条、第百六
	九十二条、第二百三条第一項、第二百十四条第一項十八条、第百八十四条第二項、第百八十八条、第百
	及び第二百十八条第三項

第三十九条第三項	信託業法施行規則
第三十四条及び第九十七条	信託業法
三項第八号 第八条第五項、第九条第三項第二号及び第十五条第	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令
	の流動化に関する法律
	の規定による改正前の特定目的会社による特定資産
	- よりなおその効力を有するものとされる同法第一条
	等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に
第百四十四条第三項第三号及び第百五十四条	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

条第一項条第一項、第四十四条第一項及び第四十八	船主相互保険組合法
項、第六条及び第六条の二第五項み替えて適用する場合を含む。)、第五条の五第十第五条の四第九項(第五条の五第十二項において読	協同組合による金融事業に関する法律
第十条の五第七項	損害保険料率算出団体に関する法律

別表第四

第十七条	- 長期信用銀行法
条の十第三項及び第八十九条第一項	
第五項において準用する場合を含む。)、第五十四	
第五項及び第十項、第五十一条第一項(第五十八条	
合を含む。)、第三十七条第九項、第三十七条の二	
第三十六条第四項(第六十四条において準用する場	信用金庫法
項及び第百六十三条第一項	
の六第一項、第百五十条第一項、第百五十七条第五	
百八条第一項、第百三十二条第二項、第百三十九条	
第四項、第九十四条第一項、第九十九条第一項、第	
第三十六条第二項、第七十三条第四項、第九十二条	投資信託及び投資法人に関する法律

.施行規則 第
二十六第二項及び第三項第一項並びに第三十四条の第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の

	の特例等に関する法律銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続 第六条第三項	金融先物取引法施行規則 第二条の八第四項	金融先物取引法 第三十四条の六第二項及び第	抵当証券業の規制等に関する法律第十七条
十三条第五項、第七十条第二項から第四の二第二項、第五十九条第二項、第六十			の六第二項及び第三十四条の八第二項	

- 項第三号	
第二項、第百三十条第一項並びに第百四十四条第三	の流動化に関する法律
第百四条第一項、第百十三条第一項、第百二十七条	の規定による改正前の特定目的会社による特定資産
項、第七十八条、第九十四条第二項、第九十八条、	よりなおその効力を有するものとされる同法第一条
二条、第六十三条第五項、第七十条第二項及び第三	等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に
: 第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
百十八条第三項及び第二百二十二条第三項	
項、第二百六条第一項、第二百十四条第五項、第二	
百八十九条第三項、第百九十二条、第二百三条第二	
項第三号、第百八十四条第二項、第百八十八条、第	
七条第二項、第百三十条第一項、第百四十四条第五	
条、第百四条第一項、第百十三条第一項、第百二十	

船主相互保険組合法	協同組合による金融事業に関する法律別表第五	信託業法
第四十四条第一項及び第四十八条第一項	第五条の四第三項から第五項まで及び第七項(第五条の五第十二項において読み替えて適用する場合を含む。)並びに第五条の五第二項から第五項まで及び第七項(第五で第七項)	第三十四条及び第七十八条

第三十四条
第八条の一
合も含む。
十 七 条 の 二 条 の 二
条 第 一 項 及 条 第 一 系 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条

項、第七十八条、第九十四条第二項、第九十八条、	よりなおその効力を有するものとされる同法第一条
二条、第六十三条第五項、第七十条第二項及び第三	等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に
第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
五項及び第二百十八条第三項	
第百九十二条、第二百三条第二項、第二百十四条第	
四条第二項、第百八十八条、第百八十九条第三項、	
二項、第九十八条、第百二十七条第二項、第百八十	
二条、第七十条第二項、第七十八条、第九十四条第	
第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十	資産の流動化に関する法律
	の特例等に関する法律
第六条第三項	銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続

の 流 動	の規定
の流動化に関する法律	規定による改正前の特定目的会社による特定資産
第並びに第百三十条第一項	第百四条第一項、第百十三条第一項、第百二十七条